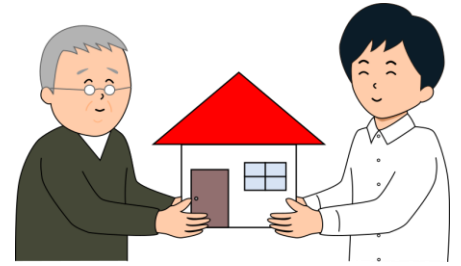


相続される方へ

ご親族の お家 どなたが 引き継ぎますか？



相続から3年以内に売却すると所得税（譲渡所得控除）が減免される場合があります。

やってほしいこと

1 お家を相続登記しましょう

令和6年4月1日
相続登記の申請義務化

手続きにお困りの場合は、お近くの司法書士に相談しましょう。

- ・お家を誰が引き継ぐか話し合しましょう。
- ・引き継ぐ方が決まったら、相続登記の手続きを行いましょう。

法務局



2 お家を管理しましょう

管理をすることはもちろん、ご近所を安心させることも大切です

- ・お家を管理する人を決めましょう。
- ・管理の際にはご近所にあいさつし、迷惑をかけていないか確認しましょう。
- ・草刈り、枝払いをしましょう。根元から切ると管理の手間が省けます。
- ・空気を入れ換え、屋根・壁・雨漏りなどを点検しましょう。
- ・郵便物の管理を行いましょう。



管理を応援するための（無料）サービスをご活用ください！

1年目のお庭の点検を無料に！！ ふるさと納税でサービスを受けられます。

お庭に関することはお気軽に静岡市造園緑化協会にご相談ください。

サービスの詳細

静岡市造園緑化協会
ホームページ



3 ご近所と自治会・町内会に連絡先を伝えましょう

連絡先を伝え、顔の見えるお付き合いをしましょう

- ・ご近所や自治会町内会に相続があったことを伝えましょう。
- ・連絡先を伝えて、何かあったときに連絡してもらえるようにしましょう。



やっておきたいこと

仏壇・位牌は、ご先祖様を供養してくれているお寺へ。神棚は、お近くの神社に相談しておきましょう。

お気軽にご相談ください 【お問い合わせ】 静岡市 住宅政策課 空き家対策係 ☎054-221-1192

静岡市空き家対策
ホームページ



ご近所さまへ

空き家の連絡票

「長期の旅行に出かける際にご近所に留守をお知らせする」と同じように、空き家の管理する方の連絡先をご近所やご町内にお知らせすることを静岡市では強くお願いしております。

空き家に何かあった際に連絡を取り合うことができるようにしておくことが、地域の安心、安全の推進につながります。そこでこの連絡票を利用し、ご近所やご町内会に空き家を管理をする方の連絡先を報告してください。この連絡票を受け取った方は、知り得た個人情報を空き家に関する連絡以外には使用しないようにお願いします。

空き家の住所	静岡市 区
表札名（苗字）	
管理する人の住所	
管理する人の氏名	
管理する人の電話番号	
空き家とする期間（○印）	施設入所期間中、____年程度、検討中 売却予定、解体予定、継続利用

切り取り線

空き家の連絡票

町内会・自治会長さまへ

「長期の旅行に出かける際にご近所に留守をお知らせする」と同じように、空き家の管理する方の連絡先をご近所やご町内にお知らせすることを静岡市では強くお願いしております。

空き家に何かあった際に連絡を取り合うことができるようにしておくことが、地域の安心、安全の推進につながります。そこでこの連絡票を利用し、ご近所やご町内会に空き家を管理をする方の連絡先を報告してください。この連絡票を受け取った方は、知り得た個人情報を空き家に関する連絡以外には使用しないようにお願いします。

空き家の住所	
表札名（苗字）	
管理する人の住所	
管理する人の氏名	
管理する人の電話番号	
空き家とする期間（○印）	施設入所期間中、____年程度、検討中 売却予定、解体予定、継続利用